

青少年問題協議会要点記録

日時 平成29年6月23日（金）

午後2時

場所 市役所502会議室

議 題

1 平成29年度青少年健全育成標語募集要領(案)について

鈴木青少年問題協議会幹事会代表幹事より説明

平成29年度募集テーマ「大切にしていること」

承認

2 平成29年度青少年健全育成作文募集要領(案)について

戸部作文審査委員長より説明

平成29年度募集テーマ「私が守りたいもの」

承認

3 会議テーマ

「携帯電話・スマートフォンの使用について～保護者への啓発～」

会長（市長）

それでは議題3「携帯電話・スマートフォンの使用について～保護者への啓発～」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

今年度の会議テーマは前年度に実施をした青少年問題協議会のテーマに付随するテーマ内容となっておりますので、会議テーマの説明に入る前に前年度の概要を説明いたします。

資料3-1をご覧ください。平成28年度青少年問題協議会委員会は昨年6月23日（木）及び11月22日（火）の全2回開催されました。

第1回目の会議では「子どもにせまるネット危機の実態と保護者への啓発」というテー

マで、講演及びディスカッションを実施いたしました。会議後に、児童生徒及び保護者に実態調査のアンケートを実施し、併せて市内の中学校に携帯電話・スマートフォンの利用について、自分たちでルールをつくるとしたらという観点から、議論していただき、その結果をうけ青少年問題協議会としてのルールないし、約束ごとを外部へ発信をすることとなりました。

その後、市内の小学５・６年生及び中学１年～３年生及びその保護者を対象に利用実態を調査致しました。その調査結果をもとに、第２回の会議が開催され、中学生による、ルールづくりの進め方についてディスカッションを実施しました。

青少年問題協議会の答申をうけ青少年問題研究会を発足し、１月２９日（日）及び、３月２１日（火）に、全２回の携帯スマホ利用等のルールづくりワークショップが開催され、市内中学校３校から代表生徒２３名が集まり、和光市ルールを作成しました。

作成しました和光市ルールについては資料３-２をご覧ください。ワークショップの詳細につきましては、事前に送付させていただきました資料３-３及び資料３-４を参考にしてください。

それでは前年度に付随しまして、今回のディスカッションテーマ内容について説明いたします。

今回のディスカッションテーマの内容につきましては、前年度のアンケート結果の内容やワークショップで得た、子どもの意見、前年度青少年問題協議会の中で行われた講演会の講師のアドバイスを参考に啓発方法を考えました。

資料３-５ 保護者への啓発方法について（案）と書かれているホチキスどめをしたもの及び資料３-６ A3の用紙で印刷をしている『ちょこっと話し合ってみませんか？』というタイトルが表紙となっているものを使用して説明に入りたいと思いますのでお手元にご用意ください。

啓発方法案の説明

資料３-５ p1をご覧ください。

保護者への啓発につきましては、資料３-６ A3のリーフレット案の配布及びホームページへの掲載を啓発方法として考えております。

リーフレット配布先としましては、平成28年度アンケート対象とした学年の市内在学の小学５年生～６年生、中学１年生～３年生の保護者、市内公共施設、和光市ホームページへの掲載を予定としております。

参考内容について

それではつづきまして、リーフレットの詳細内容につきまして説明していきます。

このリーフレットにつきましては、前年度に実施いたしました携帯電話等利用実態調査及びルールづくりワークショップの内容を盛り込んでおりますので、P２にアンケート対象者及びアンケート項目について、掲載しておりますので、P３以降の説明の際に参考とし

てご覧いただければと思います。

アンケートやワークショップから見えた課題

それでは、まずP 3 ページをご覧ください。

前年度実施いたしましたアンケート及びワークショップでは様々な課題が浮き彫りになりましたが、中でも今回のリーフレットを作成する際、「ネット依存」「ネットコミュニケーション」「ネットトラブル」「フィルタリング」に着目をしてリーフレット案を作成いたしました。

また、これらの課題に対し、解決策のキーワードとして、『自制力』『判断力』『想像力』という3つの言葉を用いて構成内容を考えております。

リーフレットの構成内容について

続きまして、リーフレットの構成につきましてP 4 をご覧ください。

構成につきましては、和光市内中学生が作成しましたルール掲載、ネット依存、ネットトラブル、ネットコミュニケーション、簡易的なフィルタリングの設定方法、相談先一覧を内容構成としております。

また、アンケート調査やワークショップででた子どもの声やワークショップの講師や青少年問題協議会で開催した講演会の講師のアドバイスを参考に保護者へのちょこっとアドバイスとして掲載しております。

各項目の説明

ここからの説明は6つの内容を掲載しました経緯を説明いたします。

①タイトル及びルール掲載の説明

資料3-5 啓発案のP 5 及び資料3-6 のリーフレット案おもて面をご覧ください。

「ケータイ・スマホの使い方ちょっと話し合ってみませんか？」というタイトルにつきましては、親しみやすく、寄り添うようなかたちのフレーズを意識したネーミングをつけました。決して上から目線の啓発とならない言い回しで気軽に、簡単に、手にとり読んで頂きたいという狙いから、提案させていただきます。

また、中学生が中心となって作成しましたルールの掲載につきましては、昨年度実施したアンケート調査で、各家庭でのルールきまりごとについて子どもと保護者の間では認識のズレがあるのが現状ということがわかり、保護者間にもこの和光市ルールを浸透させ、このルールをもとに各家庭でのルールづくりのきっかけとなることがねらいです。下段には、話し合ったルールを記載できるようにわが家のケータイスマホ等利用ルール記入欄を設けています。

②ネット依存の現状『その1自制力を備えつけるために』説明

続きまして、資料3-5 のP 6 及び資料3-6 リーフレット案の中面その1 自制力と書かれている囲みの部分をご覧ください。

アンケート調査及びワークショップででた意見として、使用時間に対する問題や、返信

をしないと不安で何も手につかなくなってしまうなどの声が多く寄せられました。携帯やスマホが常に近くになると不安になってしまうなど、ネット依存の傾向の課題があります。そこで、これらの課題の対応策として啓発に使用したいフレーズが『自制力』です。使用時間の設定、使用方法などを和光市ルールを土台に話し合っていただくことがねらいです。

③ネットトラブルの現状『その2判断力を備えつけるために』説明

続きまして、資料3-5のP7及びリーフレット中面右上その2判断力と書かれている囲みの部分をご覧ください。

アンケート調査では「トラブルにまきこまれたことがあるか」という項目について保護者の数値と子どもの数値にズレが生じていました。また、ワークショップの中で、SNS等の投稿の課題があったため、潜む危険を認識していただき、トラブルを未然に防ぐ「判断力」を備えつけてもらうことをねらいとして、記載しております。

④ネットコミュニケーションの現状『その3想像力を備えつけるために』説明

続きまして資料3-5のP8及びリーフレット案中面その3想像力と書かれている囲みの部分をご覧ください。

アンケート調査の回答で、掲示板やメールなどで悪口を書いたことがあるなど、相手に直接大切なことを伝えられない子どもがいるという実態や、ワークショップに参加した生徒からも、ネット上のやりとりで、トラブルにあったことがあると答えた生徒が多くいたことから、ネットコミュニケーションについての掲載を考えました。

子どものサインを見逃さないように、ネット上起こりうることについて「想像力」を備えつけてもらうように、保護者からの声かけ内容をポイントに記載をしております。

フィルタリング設定方法の掲載について

続きまして、資料3-5 P9及びリーフレット案中面の下段の今すぐ確認！ちょこっとできるわが子のフィルタリング設定の欄についてご覧ください。

アンケート調査からフィルタリング設定認知度が低いということ、また、中学生になると初めからフィルタリング設定をしていないという数値が、小学生の保護者と比較して増加しているという現状から、最低限にはじめられる簡易的なフィルタリング設定をしていただき、フィルタリング設定の向上を図るのがねらいで記載したものととなります。

相談窓口一覧について

最後に資料3-5 P10及びリーフレット案裏面の説明に入ります。裏面をご覧ください。

アンケート調査から、トラブルに巻き込まれたことがあると答えた子どもがいること、またそのトラブルについて保護者が認識していないケースもあることから、相談窓口一覧を記載し、トラブルの深刻化を防ぐことをねらいとしています。

以上がリーフレットの詳細となります。事務局からは以上です。

会長（市長）

啓発方法案の内容につきまして、ご質問等はございますか？

鳥飼委員

リーフレットのサイズ、カラー印刷の可否、文字の大きさについて、高齢の方も読みやすいように大きくすることは可能であるのか教えてください。

事務局

リーフレットについてはA3両面、色用紙で白黒印刷をいたします。

文字のサイズは用紙の可能な範囲で大きい文字に修正いたします。

会長（市長）

では引き続きこちらのテーマでディスカッションを行いたいと思います。まず最初に、大和中学校の校長先生、隅田委員から、昨年度実施した中学生によるルールへの浸透状況などを含め、啓発方法についてお話いただければと思います。

隅田委員

中学校では数年、携帯・スマホを介した人間関係のトラブル、ネットコミュニケーションの部分でトラブルが増えている現状があります。

毎年講師を呼びネットモラルの授業ということで、全校生徒を対象として、企業の方を招き、講習会を実施しています。その講習会のにも、保護者への案内も呼びかけております。

実際携帯電話を使用するのは学校生活以外のところで使用をするので、生徒自身や保護者が意識を高めていくことが一番大切なことだと思います。そういった意味で、生徒自身が考えたルールづくりの取組はよかったことだと思います。今後の取組としてはルールをつくっただけで終わりにするということではなく、このルールを基にして、親子で話し合う時間をつくってもらうために、子だけではなく、保護者の方にもルールを浸透してもらうように学校側も保護者への啓発もしていきたい。

会長（市長）

ありがとうございます。

続きまして、保護者からの立場ということで、育てる会連合会の加藤委員のほうからお願いいたします。

加藤委員

自身も中学生の保護者ですが、子どもや子どもの周りでも携帯電話やスマートフォンを使用する子どもが多くいます。どうしても便利さが先行して保護者は子どもに与えてしまっていますが、先ほど隅田委員からも意見のあったように、子ども間ではトラブルが起こりやすいというのも現状だと思います。

携帯電話やスマートフォンの便利さだけではなく、時には他人や自分自身も傷つけてしまう恐れがあるということ伝えるために、携帯電話、スマートフォンについての危険性の部分についてもう少し、枠を大きくするなどして目立つかたちで、リーフレットを作成していただければと思います。

会長（市長）

ありがとうございます。

次に、和光高校校長の村田委員お願いいたします。

村田委員

他都道府県の事例として、学校単位や都道府県単位でルールを作成したという事例はありましたが、和光市の場合、市内の各校のそれぞれの代表生徒が集まり、市内での統一ルールを共同で作成したということについては、自慢のできる先進的な取組であったと思います。

表紙についてですが、中学生自身がつくったルールであるというところに大きな意味があるので、中学生が作成したルールについては、表紙に大きく取り上げていただきたいと思います。家庭でのルールづくりのポイントという噴出しがありますが、保護者への啓発としては、ルールについての意識、使用についての意識、活用についての意識、親子のコミュニケーションなどがありますが、序列して全部を見るということはなかなか難しいと思うので、家庭でのルールをつくりましょうというような、キャッチフレーズにまとめてもいいのではないかと思います。

中面については、文字だけで伝えるのではなく絵を入れて伝えるのもわかりやすいと思います。フィルタリングは別紙のほうがいいかと思います。

裏面の相談先一覧については網羅していても、実際どこにかけていいのかわかりづらいので、埼玉県立総合教育センター及び、埼玉県警の相談先にクローズアップした掲載方法でもいいのかと思います。

会長（市長）

ありがとうございます。限られたスペースで事務局に工夫していただきたいと思います。

続きまして、青少年育成推進員会畠山委員お願いいたします。

畠山委員

子どもだけではなく、親子でこのルールを基に取り組んでいくということが大切だと思います。子どもだけが11時以降は使用しないという状態では示しがつかないので、親も一緒になって、覚悟や意志をもって取り組まなければならないと思います。

また、中面に記載されていますが、リベンジポルノの問題も課題となっていると思います。自分自身のことを撮ってそれをインターネット上に掲載している例もあると思うので、人の写真だけではなく自分の写真についての使用についても、一度掲載したら画像は消せないという意識をもつことなど、家庭で話あう項目がリーフレットにあればいいと思います。

学校や行政がいくら啓発しても、親がルーズな伝え方をしてしまっていては、意味がありません。子どもは親の背中をみて育つので親もルールを守っている姿をみせていければいいと思います。

会長（市長）

親のありかたのようなことを取り入れてはどうか、また人の写真だけではなく、自分自身の写真についての部分についてもルール以外のところの部分でうまく表現していくかたちで、掲載を検討してみてはというご意見でした。ありがとうございました。

他の方でご意見ある方ございませんでしょうか。

下城委員

畠山委員のお話しのあった自分自身の写真を撮ってしまうということですが、警察署で検挙している児童ポルノの件数の約半数が自撮りです。自分の下着姿や自分の全裸の姿を自分でスマホで撮って相手に画像を送っている事例がおきてしまっています。なぜそのようなことをするのかという理由を聞くと、付き合っているから頼まれたから、送りましたとの答えがかえってきます。付き合っているというのは一緒に食事をしたり、遊んだりするという感覚でありましたが、その人と直接会ったことはあるのかと聞くと、会ったことはないと答えるケースもあります。子どもたちの中では、SNSやメール等でやりとりしただけで付き合っているという認識の部分もあり、児童ポルノの被害があるというのが現状です。

中面ページの潜んでいる危険という欄の中で、一度ネットに載せた情報は消せないという部分が、警察からは一番伝えたいメッセージでありますので、クローズアップしていただければと思います。以前も30代の女性が10年前に撮影した写真が流れていて、当時の写真を警察で削除できないかという相談がありましたが、残念ながらどうすることもできませんという回答をしました。一度掲載した情報は世界に流れていますし、一生消えるものではありません。そのくらい怖いものです。子どもたちには、そこまで考える判断力が欠如しているのかもしれないので、一生取り返しのつかないことが、実際起きているのだという怖さを、強く伝えていく必要があると思います。

また、位置情報や個人情報漏洩についてですが、GPS機能などで、どこの場所で撮影したのかということがわかってしまい、つきとめられて家の前まで来てしまうような被害もあります。

子どもの携帯やスマホの名義は保護者であり、お金を支払っているのも保護者です。保護者が購入して与えておいて携帯やスマホの詳しい使い方はわかりませんということは無責任であります。買い与えたからには、責任を持って指導していただきたいと思います。

ある大学の教授が言っていた言葉があります。

フィルタリングの設定をしていない携帯電話を持たせるということは、運転免許をもっていないこどもに車を買わせることと同じことだと言っていました。

保護者へのちょっとアドバイスの部分に、何か問題が生じれば保護者に責任が生じるというようなところも強調していただければと思います。

会長（市長）

写真の問題、児童ポルノの半数以上が自撮りであるというような実態を伺いました。事務局のほうで、表現の部分につきまして、検討していただければと思います。ありがとうございました。

他の方でご意見ある方ございませんでしょうか。

山崎委員

表紙にはルール of 最終的な結論が掲載されていると思いますが、このルールができるまでに、なぜこのような導きかたができてきたのか、ルールができたのかという裏づけの根拠の部分が一番大事だと思います。なぜ、人の写真を相手の許可なく掲載してはいけないのか、その人の許可をとらなければならないのかという根拠となるものを明確にし、大人社会のルールの中で著作権等もありますし、人権侵害に関わる部分もあるかと思っています。許可をとらずに載せてトラブルになる基にもなるとしますので、なぜこのルールができたのかという根拠の部分が欠落しているように感じます。

結論だけ載せるということではなく、子どもたちになぜいけないのかという理由づけをちゃんと定着した段階で、導きだされたものであるとは思いますが、ルールが完成するまでの過程をどこかに記す必要があるのではないかと思います。

家族で話しあうときに根拠があるものがあるからこそ、対話が成り立つのであるので、だめだという理由の裏づけを示す必要があるように思います。

会長（市長）

ご意見ありがとうございます。このルールができるまでの過程につきましては、ホームページで掲載をしていますので、ホームページのリンク先を分かりやすく掲載することによってよろしいでしょうか。

事務局

ルールづくりの過程について保護者がホームページにアクセスしやすいように、見やすい形で修正したいと思います。

会長（市長）

他の方でご意見ある方ございませんでしょうか

橋爪委員

中学生が作成したルールは画期的だと思いますが、トップダウン的にこのルールができましたので、守りましょうというやり方で、子どもたちが守れるようになるかという、このリーフレットをどう活用していくかどうかが重要になってくると思います。

なぜこのルールが必要なのか、子どもたちにしっかりと理解をさせていかないと、ということでルールが必要なんだ、だから守らなくてはいけない、そういうことをひとつひとつおさえていかないと、この素晴らしいルールが活かされていかないとと思います。

便利なものには光と影があって、影が必ずあります。危険があり、落とし穴があります。色々な誘惑や仕組みがそこにはしかけられています。

子どもたちが情報化社会の中で、いかに主体的にこのスマートフォンを使っていくか、私たちが使いこなせていける人間に子どもたちを育てていく必要があると思います。そういう意味で学校も色々な教育をしているわけですし、自立させなければならないです。保護者のほうもそのあたりを認識してもらわないと、子どもたちが色々な危険、不正の中に入っていつてしまうのではないかと思います。

例えば小学生であってもかなりの割合で、携帯電話を所持していますので、その中で小学生たちに、中学生がこのルールを作ったんだということをただたんに言っても、なぜこのルールがなぜ必要なのかということを授業の中で考えさせるということが子どもたちが主体的に使いこなしていこうということにつながりますし、また、そういった授業を保護者に見てもらい、一緒に考えてもらう、あるいは授業参観後の懇談会などで、少人数のグループで、保護者同士でどんなルールを決めさせてますか、というような意見交換をすることで、保護者の意識を高めてもらう。それをまた、校長で連携を図りながら、各校でもそのような取組をしましょうと進めていくと、子どもたちの意識も高まりますし、保護者のほうもより一層、リーフレットをうけて、そういうことで、このようなルールができたんだ、こういうことが大切なんだなと思ってもらえば、その中で、和光市の子どもたちの使いかたがかなり上手になっていくのかなと思いますので、その意味あいも込めまして、リーフレットの活用について考えていければと思います。

会長（市長）

ありがとうございました。リーフレットを単純に配布をして終わりというのではなく、いかにこれをまた活用して、教育委員会の中でも現場でどのような活用ができるのか検討していただければと思います。単純に時間規制などでしぼるというのだけではなく、いかに使いこなせる人間になるかというところまで視野にいれて、これを踏まえ、先ほどの活用についてご検討いただければと思います。

山崎委員

中学生自身がルールをつくりましたが、ルールをつくって終わってしまうといつかは風化してしまうので、子どもたちどうして1年に1度でも振り返る時間をつくり、このルールがどのように子どもたちの中で浸透していったか、自分たちでモニタリングするシステムがあれば、子どもたちの向上心もあがり、ルールがもっとよりよいものとなり、子どもたちの資質もあがると思います。

スマホ自体は便利な道具で、これからの子どもたちは切っても切り離すことができない道具だと思います。その道具をいかに上手に使っていくか、その使いかたを子どもたち自身が、定着させていくようなシステムの構築ができれば和光市の財産になると思います。

会長（市長）

ありがとうございます。これ1回きりというわけで終わりということではなく、将来に向けてバージョンを重ねながらということも視野にいれてということのお話しでした。

小嶋委員

前年度に実施したアンケート項目の中で、家庭の中で決めたルールについて、子どもだけではなく家族も取り組んでいるかという問に対して、子どもは、「子どもだけではなく家族も取り組んでいる」という回答が、保護者の回答よりも20%も低く、子どもたちの認識と保護者の認識のズレが明確にでていました。

子どもたちの思いとしては、自分だけがルールを守っていて、兄弟や保護者はルールを守っていないのではないかという思いがどこかに残ってしまわないように、しっかり家族を巻き込んでいただいて、家庭でしっかりと話し合って、リーフレットの表紙の家庭のルールの記入欄にルールを記入してもらえるようにつなげていただければと思います。中学生が一所懸命に考え作成したルールをしっかりと保護者に伝えていただいて、みんなでルールを守っていこうという思いを掲げていただけたらと思います。

会長（市長）

ありがとうございます。保護者をどう巻き込んでいくかということが大きな課題でありますので、巻き込み方法の検討をしていただければと思います。

村山委員

小学生の子どもに、親が留守の間スマートフォンを預けてしまい、なんらかのものにアクセスをしてしまい、高額請求がきたという話を聞きました。子ども自身は高額請求がくることも知らなかったため、大騒ぎになったそうです。小学生はまだ判断力が中学生

よりは低い状態なので、使った子ども自身は、アクセスした内容についてもわかっておらず、無料で使えると思ったそうです。親が不在の際に起きてしまったことなので、親に対して悪い事をしてしまったとのことですのでごく落ち込んでしまったと聞きました。

小学生のようなまだ幼い子どもに持たせる場合は、どういうことになるのかということをしかりつたえて、与えた以上は見守っていくような考慮が必要だと思いました。

会長（市長）

思わぬ請求は小学生には理解がし難いような仕組みである場合もありますし、また小学生のほうが、ゲームなど巧みに使える場合もあると思いますので、考慮が必要であるというお話しでした。ありがとうございました。

続きまして、保護者という現場に近い立場から、出納委員いかかでしょうか。

出納委員

小学生、中学生の時期は人間関係が未発達な未熟な段階なので、対人関係を通してコミュニケーション能力だったり社会性を身に付けていってほしいと思っているのですが、中学生になると、スマホや携帯をもっていて当たり前になっていくと思います。そのところでみんながもっているから、持ちたいという子どもの気持ちと、対人関係を通して、社会性を身に付けてほしいと思って、買い与えたくないという親の気持ちとの葛藤が大きくなっていくのだと感じました。

具体的にどういうところにアクセスしてはいけないとか、保護者自身が先頭をきって理解していかないと、子どもたちはどんどん欲求が高まっていくと思いますし、保護者の知らないところでアクセスしていたり、フィルタリングをしても、子どもたち同士の中でこういう風に操作をすればアクセスできるんだよなどの情報が分かってくと思うので、保護者も勉強しながら、トラブルを防げるように関わっていけたらいいなと思います。

会長（市長）

ありがとうございました。子どものほうが覚えが早く、親が思っている以上のことを使っていると思います。どう使っていくかというのを保護者側から把握するは不可欠であります。続いて婦人会の近藤委員いかかでしょうか。

近藤委員

孫の家庭では高校生にならないと携帯電話を持たせないと決めています。携帯電話の料金の支払いは誰がするのか、孫に尋ねたところ、両親が支払いをしているとの答えだったので、使い方について、話し合いました。

会長（市長）

ありがとうございました。いつから携帯を持たせるのかという問題は悩ましい問題ですね。

大政委員

表紙の中学生のルールについては前端的に大きくとりあげていただいて、障がい者や外国人などの社会的弱者についての差別的な書き込みも問題としてありますので、リーフレット中面の想像力の子どもに伝えることは？の部分に④として記載を検討していただけだと思います。

会長（市長）

ありがとうございます。人を傷つける差別的な発言のネットへの書き込みは、それが拡散し、尾ひれがついたりしてしまうこともあると思うので、記載についての検討をしていただければと思います。

まとめを、戸部委員からお願い致します。

戸部委員

色々な立場から、ご意見いただきありがとうございました。中学生が取り組んだ素晴らしい取組というご意見を多く頂きましたので、市民へ周知していければと考えております。

平成28年度に埼玉県学校保健会で、子どものインターネットの利用と健康に関する調査を実施しました。その調査の中で、「あなたは普段インターネットを利用しますか（学校での使用は含まない）」というアンケート項目に対し、10年前は小学生から高校生にかけて4割から7割であったものが、今は小学生で8割、中学生では9割、高校生ではほぼ全員が、毎日インターネットを使用しているという結果がでています。スマートフォンについての使用については、県内の小学校10校、中学校10校、高等学校10校、定時制高等学校1校のアンケートですが、小学生は20%、和光のアンケートをみると23%、中学生が61%、和光では64%、高等学校では96%という結果となっています。

先程、近藤委員からもお話にあったように、高校生になったら、携帯を与えるというようなのが当たり前のような世の中になってきているようです。

高等学校では逆に、授業でスマートフォンを使わせているような学校も最近はあるようです。

そのアンケートの中で、インターネットの利用の中で、家の人とルールを決めていますかという項目があります。

小学生では8割、中学生では7割、高校生では4割がルールを家庭でルールを決めていると答えています。

内容については小学生については、利用時間、見てよいホームページや内容、トラブルがおきたときどうするかというルール、中学生や高校生については、利用料金や課金、利用時間、サイトやアプリの内容でした。

また、決めたルールについて守っていますかという項目について、小学生も中学生も高校生も8割については守っていると答えているので残りの2割の子どもたちが、何らかの被害にあっているんだろうなと思っています。ほとんどの子どもたちは、ルールを決めれば、きちんとやっているんだろうなと感じました。

これは、中学生、高校生の話になりますが、視力が低下したと答えた中学生が37%、高校生に至っては40%、の子どもたちが、そのように答えているようです。

スマホの影響というのは健康面についても課題があるということが言えます。

中学生の4分の1、高校生の3分の1がスマホが気になって勉強などに集中できないことがあると答えています。これは学力にとっても課題があるという結果です。

上手く利用すればスマホもいいと思いますが、なかなか難しいと思いました。

このような実態ですので、くり返し皆様で共通理解していくことが大事なのだと思いますし、是非中学生がつくったルールを基に発達段階に応じたルールづくりというのを親子で話しあっていただけるように教育委員会としても推進していきたいと思っています。

会長（市長）

ありがとうございました。今回幅広い議論をいただきましたので、それを踏まえたかたちでリーフレットに落とし込んでいただきたいと思います。また、リーフレット作成にとどまらず、今後、このメンバーであったり、保護者会であったり取組の幅を広げていければと思います。

今回いただいたリーフレットの修正箇所や、追加事項につきましては事務局一任ということでご了承お願い致します。

【出席者】

市長、副市長、小嶋、鳥飼、戸部、星野、下城、木田、宇部、橋爪、隅田、出納、近藤、村田、大政、原田、鈴木、加藤、村山、富澤、小林、堀内、畠山、山崎
事務局 スポーツ青少年課（亀井課長、庄課長補佐、伊藤）